

調布市

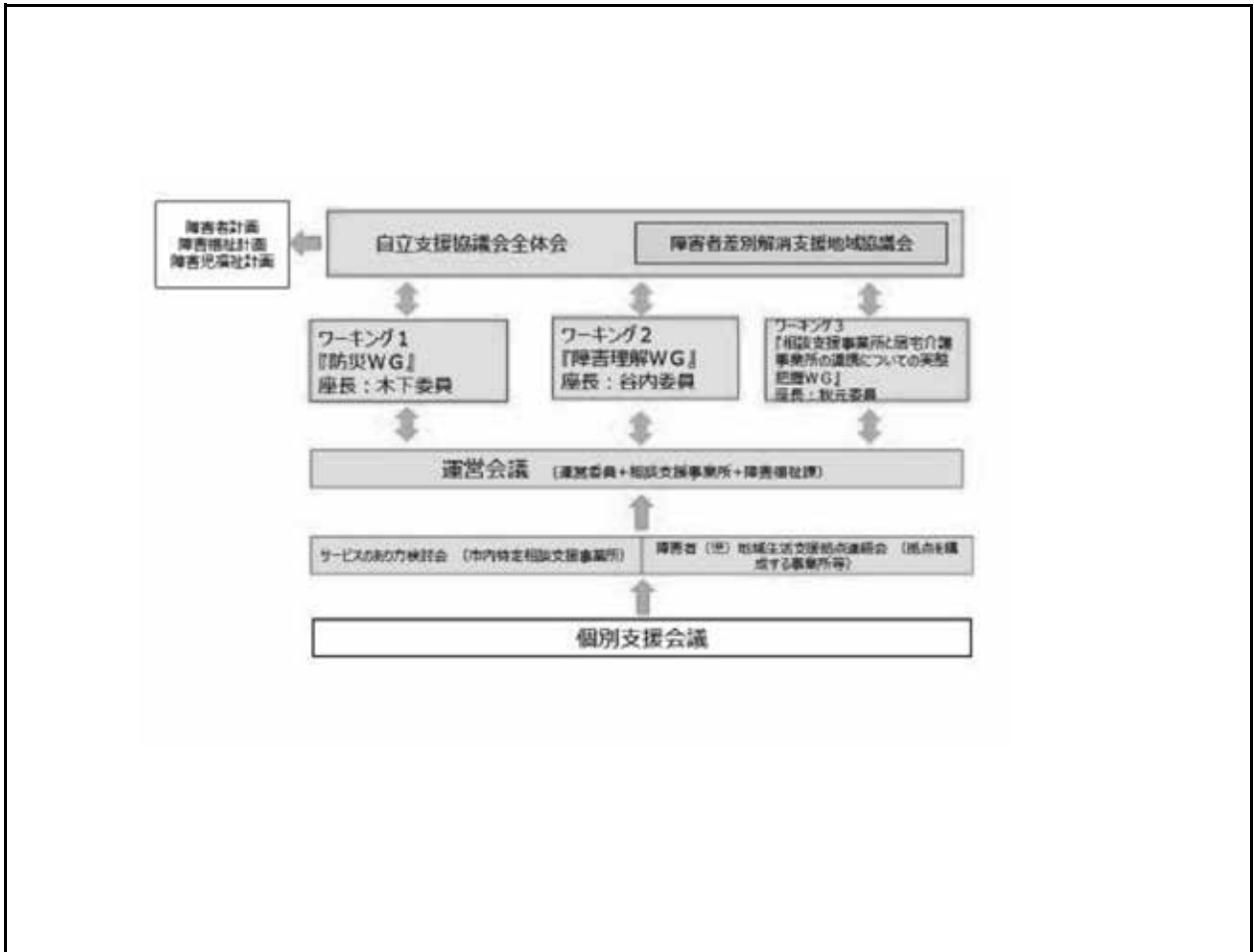
【名称】調布市障害者地域自立支援協議会

【ホームページURL】 <https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/0000000000000/1408334748660/index.html>

【設置年月】平成19年3月

【運営方法】委託

【組織図】



【相談支援体制の整備状況】

基幹相談支援センター数	委託相談支援事業所数	指定一般相談支援事業所数		指定特定相談支援事業所数	指定障害児相談支援事業所数
		地域移行支援	地域定着支援		
1	3	4	4	14	9

【地域生活支援拠点等の整備状況】

整備状況	整備時期	整備類型
① 整備済	平成31年4月	② 面的整備型

【日中サービス支援型共同生活援助の有無】

日中サービス支援型共同生活援助の有無

開設の有無	開設時期
③ なし	—

【全体会及び専門部会の活動回数及び委員数】

全体会の活動回数及び委員数

全体会	
回数	委員数
3	23 (6)

専門部会の活動回数及び委員数

部会名	回数	委員数
非常時の地域ネットワーク作り	7	9 (1)
障害理解の促進	3	10 (4)
相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握	4	11 (2)
サービスのあり方検討会	5	14 (0)

※「委員数」の（ ）：障害当事者（本人）で委員に就任されている方の人数（再掲）

【全体会の委員構成及び活動内容】

（1）委員構成

種別	人数	種別	人数	種別	人数
学識経験者	3	医療関係者	1	保健所	0
教育関係機関	2	雇用関係機関	1	企業	1
障害当事者・家族・関係団体	6	身体・知的障害者相談員	0	相談支援事業者	4
障害福祉サービス等事業者	2	社会福祉協議会	0	法曹関係者	0
民生委員・児童委員	1	地域住民	0	行政職員(区市町村)	1
行政職員(都)	0	その他	1		
合計	23				

委員名簿

No.	役職	氏名	所属	種別	備考
1	会長			学識経験者	
2	副会長			学識経験者	
3	副会長			学識経験者	
4				医療関係者	
5				教育関係機関	
6				教育関係機関	
7				企業	
8				雇用関係機関	
9				民生委員・児童委員	
10				障害当事者・家族・関係団体	
11				障害当事者・家族・関係団体	
12				障害当事者・家族・関係団体	
13				障害当事者・家族・関係団体	
14				障害当事者・家族・関係団体	
15				障害当事者・家族・関係団体	
16				障害福祉サービス等事業者	
17				障害福祉サービス等事業者	
18				相談支援事業者	
19				その他	
20				相談支援事業者	
21				相談支援事業者	
22				相談支援事業者	
23				行政職員(区市町村)	

（2）活動内容

地域の障害福祉等に係る関係機関によるネットワークシステムの構築及び相互連携に関することをはじめ、地域の社会資源の開発等に関する事、相談支援事業の運営・評価及び今後のあり方に関する事などについて会議を開催。平成29年度より障害者差別解消支援地域協議会を全体会の中に位置づけている。

【専門部会の委員構成及び活動内容】

(1) 委員構成

種別 \ 部会名	非常時の地域ネットワーク作り	障害理解の促進	相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握	サービスのあり方検討会
学識経験者	1	1	0	0
医療関係者	0	0	0	0
保健所	0	0	0	0
教育関係機関	0	0	0	0
雇用関係機関	0	0	0	0
企業	0	0	0	0
障害当事者・家族・関係団体	2	4	2	0
身体・知的障害者相談員	0	0	0	0
相談支援事業者	1	3	3	14
障害福祉サービス等事業者	5	1	5	0
社会福祉協議会	0	1	1	0
法曹関係者	0	0	0	0
民生委員・児童委員	0	0	0	0
地域住民	0	0	0	0
行政職員(区市町村)	0	0	0	0
行政職員(都)	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	9	10	11	14

(2) 活動内容

部会名	活動内容
非常時の地域ネットワーク作り	市の災害対策として、1次避難所と同時に一部の2次避難所が開設されることを受け、一時待機所(仮)の検討については保留。まずは風水害時に連携を取れるネットワークを設立し、情報共有や連携方法を模索していくこととなった。
障害理解の促進	社会にむけて障害理解を普及啓発していく人材(当事者)を育成するためのプログラムを試行的に実施した後、参加者に研修の講師をしていただいた。その結果を踏まえて、プログラムの内容について更なる検討を行った。
相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握	人材育成の方法や、相談支援事業所と居宅介護支援事業所の顔が見える関係づくりの検討をグループワークを通して話しあった。今後は継続的に顔が見える関係性作りを行い、ヘルパー事業所と情報共有できる場を設ける。
サービスのあり方検討会	相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化、調布市におけるサービスの支給決定の考え方の共有、情報交換等を図る。第1回目と第5回目で、地域生活支援拠点連絡会を開催した。また、新型コロナウイルス感染症流行に伴う、各事業所の課題や対応について共有を行ったり、ケース検討を行った。

【地域協議会の活動状況】

1 地域協議会の協議事項(複数回答)

① 相談支援事業の運営体制に関すること

サービスあり方検討会において、情報共有と事例検討。

⑤ 医療と福祉の連携に関すること

コロナ禍での、医療と福祉の連携についての好事例や困った事例の情報共有。これを機に、更に医療と福祉の連携を地域課題として取り組んでいく必要があるとしている。

⑦ 関係機関や他分野のネットワークに関すること

専門部会での話し合いの中で、関係機関や他分野のネットワークに関することも併せて検討。

⑧ 社会資源の開発及び改善に関すること

専門部会の話し合いの中で、社会資源の開発及び改善を図ることも含めて検討。

⑨ 障害者差別解消法や条例、権利擁護に関すること

障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例の共有、意見交換、情報共有を行う。

⑩ 地域生活支援拠点等の整備に関すること

地域生活支援拠点連絡会を専門部会の中で、年2回開催している。

⑪ 障害福祉計画等に関すること

令和3年度計画から第6期調布市障害者計画が開始したため、進捗状況の説明や評価、点検を実施。

⑫ 地域自立支援協議会の運営に関すること

運営委員を選出し、年2～3回運営委員会を開催し、自立支援協議会の議題等を話しあっている。

2 地域協議会としての役割（複数回答）

② 情報共有・情報発信

情報共有及び発信を図れるよう、障害のある方と関わりのあることが想定される多数の関係機関から選出された委員で構成している。

③ 分野を越えてのネットワークの構築

協議会の内容が他分野へフィードバックされるよう多数の関係機関から選出された委員で構成している。

⑤ 地域課題の整理

全体会、運営会議などにおいて地域課題の意見交換及び検討を行い、専門部会での検討テーマを設定。

⑥ 課題解決に向けての検討

地域課題は専門部会を中心に改善に向けた調査、検討を行い、全体会の場で報告、協議する。

⑦ 障害福祉計画等の進捗管理や調整

計画策定時に計画案に対する異見、計画期間中の進捗状況の評価、点検。

⑧ 社会資源の開発及び改善

協議会の意見から、市の事業の創出や拡充、施設の開設につながった事例あり。

⑨ 構成員の資質向上・研修の場

サービスのあり方検討会（専門部会）にて、相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化を図ること等をはじめ、相談支援の質の向上を図るための意見交換や研修を実施している。

⑩ 権利擁護・虐待防止

障害理解の推進。

⑪ 相談支援過程における評価（相談支援の質の評価、機関等及びそれらの連携に関する評価、施策に関する評価、政策作成に係る提言）

⑨ と同様

3-1 地域協議会における地域課題

① あがっている

3-2 地域課題の把握方法（複数回答）

① アンケート、ヒアリング等

② 全体会、専門部会、各種連絡会等

③ 個別支援会議

3-3 地域課題に対して取り組んだ（取り組んでいる）内容又は取り組めなかった理由等（複数回答）

① 相談支援の質及び量

サービスのあり方検討会（専門部会）にて、相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化を図ること等をはじめ、相談支援の質の向上を図るための意見交換や研修を実施。

③ 権利擁護・虐待防止

障害理解の促進。

⑤ 福祉人材（マンパワー）の確保

相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握ワーキングの中で、人材育成について検討。

⑥ 緊急・災害等対応

非常時の相談支援ネットワークの構築について検討。

⑬ その他（医療と福祉の連携）

コロナ禍で障害者が病院受診をすることが難しい現実と、逆に好事例もあった。次年度以降、医療と福祉の連携について、更に検討を深める予定。

3-4 地域課題の中で、広域又は東京都全域で対応するほうが良いと考える課題

⑦ 医療的ケア

市内だけでは解決しない課題が多い。例えば、訪問看護師の人材不足、特別支援学校との連携、通所や短期入所施設も市内施設だけでは対応できない。

4 地域協議会における当事者の参画状況

(当事者の委員がいる区市町村)

4-1 (1) 当事者委員が、どのような経緯で委員に選任されたか、又は、どのような所属、背景、経歴等の方が

障害者団体からの推薦、専門部会では各相談支援事業所担当者から、専門部会の内容によって推薦してもらい出席依頼をする。

(2) 多様な当事者の委員(障害や難病の種別、性別、年齢等)に参加していただくに当たり、取り組んでいること、課題になっていること

視覚障害のある委員へ会議資料を送付する際は、紙とメール(テキスト形式)で送付。聴覚障害の方には手話通訳者の派遣、肢体不自由の方には介助できる方を席の隣にする等している。

(地域協議会を設置している区市町村)

4-2 当事者の委員だけでなく、地域で生活する多様な当事者(障害や難病の種別、性別、年齢等)の声を吸いあげられる地域協議会にするために、取り組んでいること、課題になっていること

個別支援会議、相談支援事業所で構成するサービスの在り方検討会から吸いあげる仕組みとしている。